

2 計画策定の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。下田市として食育に関する基本的な事項について定めるものであり、食育を推進していくためには、世代間、地域風土、食の文化といった幅広い分野の連携や調整が必要とされ、「第5次下田市総合計画」「下田市健康増進計画」「はばたけ下田っ子」「下田市次世代育成支援後期行動計画」とともに「ふじのくに食育推進計画」「賀茂圏域版食育推進計画」等との整合性を図るものとします。

(2) 計画期間

この計画は、「下田市健康増進計画」と策定時期を合わせ、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2020年度)の5年間を計画期間とします。なお、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行うものとします。

